



島根県代協ニュース

事務局 松江市東朝日町 169-1 **臨時増刊号**

TEL/FAX 0852-28-7122

e-mail shimanekendaikyo@utopia.ocn.ne.jp

新年度を向かえてご挨拶
会長 太田 康二

総会日程決まる

一般社団法人としての2期目に当たる22年度定時総会の日程等が決まりましたのでご案内いたします。

法人化後の実質初の総会に向け現在、準備を進めているところです。各支部での人事もほぼ終え、今後、県としての方針の策定また決算書作成などを踏まえ総会資料として会員の皆様にご提案致します。

松江での開催でもあり、遠隔地からのご参集の皆様にあつては、時間、費用面など大変なことは承知しておりますが、少しでも参加し易くなるように考慮したいと考えております。

- 期日＝5月21日（金曜）午後
- 場所＝松江テルサ（JR松江駅前）
尚、総会・記念講演に続く懇親会場は東急インを予定。

◎記念講演について

講師—竹井直樹氏（損保協会理事・業務企画部長）
演題（仮題）「保険業界の現状と代理店の今後の展開」
追って、チラシを作成、配布する予定です。

次に遅くなりましたが、3月12日開催されました全国会長会議の内容をポイントだけ報告させていただきます。

臨時総会付議事項

- ① 移行認定の為の定款変更の承認→資料参照ください。
 - ② 事業計画案承認
 - ③ 予算案承認
 - ④ 正会員会費額承認
- ほかについて審議しました。

印象的だったのは、現在の損害保険各社の実態が国内での競争激化と市場動向から我々代理店に対して手数料等の施策等、コスト削減のためとは言え、ひどすぎるのでは、など

の意見が出され、事業計画の原文からも「・・・消費者からも保険会社からも信頼され支持される・・・の「保険会社」の文字は敢えて挿入しない方がいいのでは」という考えに発展し、会議が紛糾したことでした。

重要なことと思ったのは、認定保険代理士の国家資格承認に向けた取り組みです。損保協会に対し募集人試験制度の構築に関して共同検討を継続的に行ってきたおり、結果5年ごとの更新試験が免除されたことはすでにご承知のことと思います。現在、日本代協としては更新制度と商品専門試験の一本化・・・ほか試験合格者と不合格者の処遇に差を設ける。全ての募集人が受講することとし研修による例外は認めない。など検討中です。

最後に2分間程度、全会長の意見発表の機会が設けられ、以下要点のみ記憶とメモを頼りに書き記したものを報告させていただきます。

参考資料①

22年3月12日

日本代協全国会長会議 報告 各県会長 意見発表

福井ーアンケートには日本代協に対する意見欄設けて欲しい
石川ー会社が進める代理店大型化に対する疑問
富山ー会費3.6万円に値上げ予定
三重ー一般会員から年会費徴収を検討
静岡ー盗難防止キャンペーンだけでなく地震保険キャンペーンも協会と共同実施はどうか
東京ー役員の人材難の問題、若手を参加させる必要急務
千葉ー認定保険代理士の新聞広告を両面使用75万円で実施
茨城ー会員200名に増やせた
群馬ー設立50周年。専門家ネットワークを構築(税理士・弁護士)
永野ー法人の品格を高める必要
新潟ー事務所十専従職員を設置
福島ーゼロからの風を県内2か所で上映、DRPに力入れてる
宮城ー認定士の国家資格を鋭意検討して
秋田ー会員12名、一般会員36名で認定代理士の会設置
沖縄ー会費を2万円アップの移行確認した結果、会員減少、広告・事務所設置
鹿児島ー会員のモチベーション上げる難しさ、専従事務設置、会費値上げ検討
官城ー盆と正月に8支部回った
長崎ー会費上げずにやれる。事務員います、DRP、レンタカーハウスメーカー等と提携
有益なセミナー開催
福岡ー一般会員を何とかしたい
高知ー現在10会員＝組織率50%・会費4万円一律、一般会員1万円、代協代理店創設
愛媛ー認定代理士を国家資格に
香川ー会員の意識が低い、会社の施策(手数料問題など)に代協はもっと意見を
徳島ー理事会を活性化させたい、役員には楽しんでほしい。全会員を委員会に所属
アンケートで希望聞く

山口ー自前の日本代協を作る必要あり。保険会社とは一線を。
広島ー県代協設立 60 周年になる
岡山ー組織率 65%
兵庫ー支部活性化が第一
滋賀ー会費値上げできない、販促品購入広めたい

参考資料②

平成 22 年 3 月 26 日

第 09・330 号(D・10)
全役員様

社団法人 日本損害保険代理業協会
会 長 荻野 明廣

重要 ご連絡：公益認定申請一旦取下げ・再申請の件

日頃は日本代協の事業推進のために、一方ならぬご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、懸案の本会の公益認定取得に関しましては、昨年 10 月 20 日付けで内閣府公益認定等委員会（以下、委員会）に対し、正式に認定申請を行った後、審査が続いておりましたが、先般開かれた予備審査の結果、現在の状況では公益認定取得は難しいと判断されたので、委員会事務局からの示唆に基づき、本審査に至る前に申請自体を一旦取下げ、しかるべき時期に再申請することといたしました。（委員会に提出する「取下書」にも「再申請する」旨付記しました。）

150 日以上に亘る審査期間中、膨大な追加資料提出等にも迅速に対応し、本会の長年に亘る取り組みを真摯に、かつ、信念を持って主張して参りましたが、現時点では、委員会の委員に保険業そのものの公益性に対する認識が薄く、また、本会が行っている代理店・募集人の教育が消費者の利益につながるものであることへの理解が不十分な状態であり、現在のような表層的な審査では、本審査に臨んだとしても公益認定を得る可能性は低いと判断し、一旦取り下げることにいたしました。

今回の公益法人制度改革は、政府の当初の目論見通り進展しておらず、依然として多くの団体が手つかずのまま残されていることが政治問題化しつつあり、今後審査方法等の抜本的見直しも予想される等、周囲の環境が変わる可能性がありますので、タイミングを見て、改めて申請する方が得策であると判断し、捲土重来を期すことと致します。

本来は理事会の承認を得ることが望ましいとは思いますが、意思決定の時間に制約がありましたため、会長判断とさせて頂きました。何卒ご理解とご了承をお願いいたします。

なお、本会は公益認定申請を取得するために事業を展開してきたわけではありません。従いまして、申請を一旦取り下げたとしても本会の理念や目的、事業活動そのものには何ら影響はありません。従来通り、やるべきことを着実に実行するとともに、改めてあるがままの姿で再申請することとなりますので、全役員の皆様の引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。